

2020春闘交渉妥結！！



中央本部は、3月12日に以下の回答をもって、グループ主要四社との2020春闘交渉の大綱整理をはかりました。

最終局面まであらゆるチャネルを通じて交渉を展開し、「定期昇給の完全実施」、「正社員一時金4.3月」、「月給制契約社員の郵政最賃を制度化」や「安心して働き続けることのできる環境の整備」等、トータルでの処遇底上げにつながる改善を実現しました。

〈最終回答の主な内容〉

【賃金改善等】

- ◆ 定期昇給：完全実施
- ◆ 正社員一時金：年間「4.3月（夏期2.15月・年末2.15月）」
- ◆ 月給制契約社員の基本賃金：算出方法について、地域最賃を上回るよう、いわゆる郵政最賃を適用し制度化。
- ◆ 時給制契約社員（郵便・物流事業[計画担当]）：特例加算制度導入
- ◆ 時間外割増率の引き上げ：「月45H超60H以下、年360H超150%」

【安心して働き続けることのできる環境の整備等】

- ◆ 同性パートナー（公正証書あり）に係る特別休暇：「忌引」適用
- ◆ 短時間勤務制度のコース転換時期拡大：10月1日の追加
- ◆ 期間雇用社員および短時間社員への半日年休の導入
- ◆ 自己啓発休業制度の対象範囲拡大：短期大学・専修学校（専門課程）追加

※詳しくは中央交渉情報共通第14号（2020.3.12）を参照。

南関東でも各地で中央交渉
バックアップ行動を展開！

